

東京都合気道連盟規約に関する細則追加案

第11条（理事および監事の就任条件）

1. 理事および監事は就任日(改選時は4月1日)に満年齢70歳未満でなければ就任出来ないものとする。
2. 理事長としての在任期間は3期までとする。
3. この細則は令和7年4月19日第248回理事会において議決され令和7年4月20日より実施する。